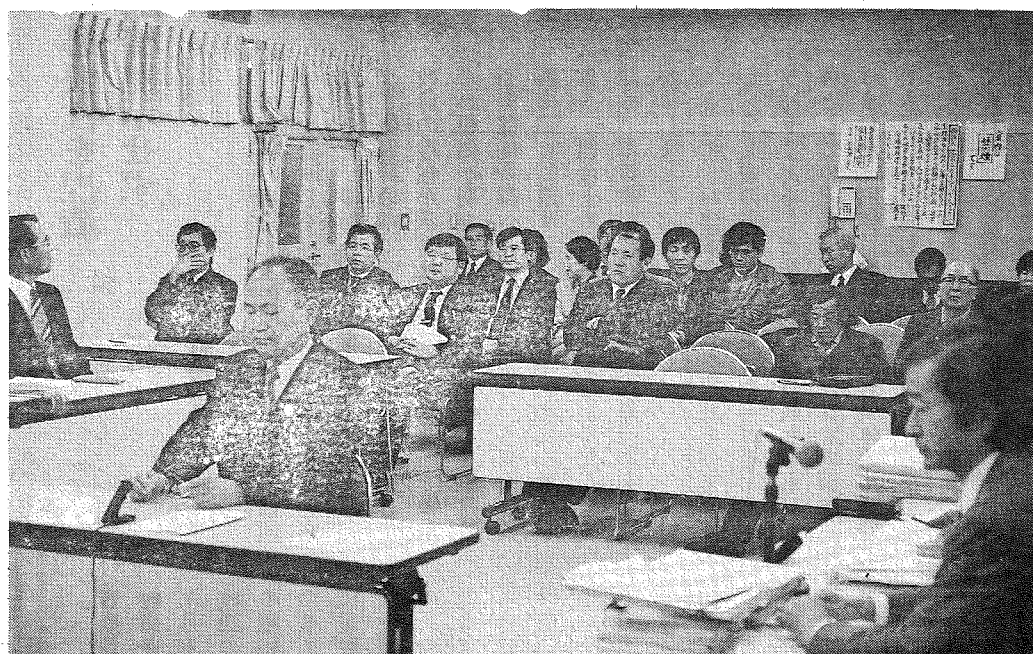


市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻61号 93/2 〈1部100円〉 発行人 玉本 格
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131
市芦反弹圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 4月16日(金)PM3～ 小林証人反対尋問(市役所東分庁舎2F)



も／く／じ

第46回公開口頭審理報告

配転を決めてから公務の必要性を捏造、一年間の出張命令の法的根拠示せず	2
傍聴記・処分者の大罪は万死に値する	7
第二次学教審答申批判	
生徒の実態を無視したお粗末きわまりない答申	8
地域住民無視ノますます反動化する芦屋市「同和」行政糾弾ノ市民集会	11
活動日誌〈抜粋〉 6/会計報告 12/お礼とお願い 12/編集後記	12

第四六回公開審理報告

配転を決めてから公務の必要性を捏造
一年間の出張命令の法的根拠示せず

市芦救援会事務局

去る二月二四日、森村・麻田両先生の配転に関して、村田弁護士から小林元管理部長に対する反対尋問の続きが行なわれました。

まず森村先生が英語科教員六名の中から特定された理由について、二名の助教諭（臨時教員）が休職者の裏付けや県立高校退職後の再雇用者として、各々雇用期限が定められていたにもかかわらず、その延長をしてまで正規職員の森村先生を配転した点を追及しました。証人は明確な証言もできないばかりか、「臨時教員は定数外職員であり、森村先生を含めて市芦にいても定数上問題はない」と証言し、配転根拠そのものが崩れました。

さらに、図書館への配転理由として「英語の能力を生かして市民啓発を」との主張に対して、その業務が館になく、本人に指示すらしていない点を追及しました。証人はその点を認めざるを得ず、配転にかかる公務の必要性の主張を崩されるや、「仕事をするのは本人の努力」と証言。配転を決めてから公務の必要性をデッチ上げた事が明白となりました。

体育科の麻田先生の配転理由に関しては他の先生と同じく「経験年数」「学年生徒を卒業させた」等の「配転基準」を主張しましたが、体育科の中でそれらの基準に最も適した教員の存在が示される中で、「基準」そのものの根拠が崩されました。さらに、兵庫県教委保健体育課への一年間出張という異常な異動に関して追及し、勤務条件が異なる事での本人、組合との協議を一切しなかったことを認め、市芦教組に対する不当労働行為を明らかにしました。

さらに、「出張命令書」を書証として提出し、公文書の表記が「出張」や「派遣」とバラバラであることを追及。審査長からも公文書としての記入の不明さを問い質す場面がありました。出張目的についても具体的に証言できず、一年間もの長期出張を命じる市条例や規則上の根拠も示せないまま、「職務命令でたりの」と証言。人事権の濫用ぶりが一層明白となりました。反対尋問も今春で終わります。多くの方々の傍聴参加をお願いします。

正職員を配転し講師採用で運営

審査長 本日、甲第一九七〇七号証提出。村田弁護士（以下、村田と略）前回審理が二ヶ月も前ですので、森村先生の配転について、確認のため甲第六二二号証を示します。配転前の昭和六二年三月の市芦高校英語科の先生方のリストです。処分者側主張は、六二年三月に定数条例改正で過員が生じ、六人を配転したところ、昭和六二年四月からの市芦の新カリキュラムでは英語科が重視されたものになってたんじゃないでしょうか。

小林証人（以下、小林と略）たしかに。

村田 英語を重視すると言いつつ英語科の先生を配転したのは、新しい方針に抵触しないのですか。

小林 六二年四月から新しく外人講師を英会話として二人招いている。質的なことを含めて充実するということがあったと思います。

村田 すると、正規職員を配転して、講師を採用すればやっていけると判断したんですね。

小林 ……ええ、まあ。

裏付け教員を雇用延長、正教員を強配

村田 森村先生を配転した理由は何ですか。

小林 とくに述べられない。総合的に判断し

て、条例改正で減員することです。

村田 抽象的なことばかりですが、それ以上他に言えないのですか。

小林 ……はい。

村田 伊賀崎先生は、五月一日に復職される山下先生の裏付け教員でしたね。

小林 ……かどうか、わかりません。

傍聴者（以下、傍と略）ええかげんなこというな！前に認めてるやないか！

村田 今までにくり返し証言されてますが、五月一日に山下先生が復職するので、伊賀崎さんが四月末にやめてもらっても不都合はないのではありませんか。

小林 ……ちょっとおぼえてません。

村田 山下先生が復職されるとやめるんですよ。なぜ。

小林 ……きまってませんし、おぼえてない。村田 例えば、産休で休むと代りの裏付けの先生がきて、復職するとその先生はやめることになりませんか。

小林 復職された以降の事情があったのかと。

村田 三月の時には予定どおり四月末に伊賀崎先生にはやめてもらうつもりがなかったんですか。

小林 五月以降にあらたな事情があったのかと。村田 すでに三月末で森村先生の配転は決

小林 いえ、確定はあとですから、

村田 山下先生が復職がおくれるというような連絡があったんですか。

小林 いえ、五月一日はあくまで予定ですから、わからない面もあったんではないかと。

村田 あいまいな話はしないで下さい。

小林 では、おぼえてません。

傍（笑）

村田 とくに伊賀崎さんの身分を保障するという配慮があったんですか。

小林 それもあったと思う。

村田 正規職員をやめさせて臨職をとると。

小林 異動ですから身分はかわりませんから。村田 しかし、森村先生を市芦から出してる。

小林 助教諭の場合は別の場所働くにはなじまないし、組合も従前から要請がありましたし、本人の希望もかなえてその場所です。

村田 組合の要請は正常な事態の場合でしょう。条例改正があった場合はちがう。しかも、本件以前、組合の意見を尊重した人事をしていましたか。

小林 人事でなしに身分についての話で。

村田 助教諭は定数条例上はこの定数に入らないですね。すると伊賀崎さん森村さんの二人がいても条例上問題はないでしょう。

小林 ……はい。

定年後採用臨職を残し、正教員強配

村田 井本先生について、当時六一才、他の県立高校を退職されて市芦にこられた。若い助教諭にはおっしゃってる身分上の配慮もあるかも知れませんが、この井本さんにはその配慮は必要ない方ではないですか。

小林 市芦では県立高校経験者が少ないので貴重な先生で、優遇という語弊がありますが、必要な先生と校長から言われてたので。

村田 三六才で働きざかりの森村先生を配転してまで井本先生をおく必要があったのか。

小林 ……

村田 県立高校の経験が豊かという理由だけ。小林 ……その中にすべてが入ってると思う。

傍（笑）何が入ってんねん！

村田 森村先生が異動させられたことで、英語科五人のうち正規職員が三人に助教諭が二人となった。五人中二人も助教諭がいるのは例外的で不自然ではありませんか。

小林 問題は臨職とか助教諭というのではなく、いわゆる能力があるかどうかで決めます。

村田 都合のええ時だけ臨職を利用するな！傍 都合のええ時だけ臨職を利用するな！

村田 正職員がみつからないというならやむをえませんが、しかし、正職員を動かしている問題があるといっているんです。

小林 誰を異動させるかは教育委員会の専決

小林 問題です。で答える必要はない。
傍 何を居直ってるんや！
村田 それが裁量権の範囲にあるかどうかを争っているところでしょう。答えないということはないでしょう。

配転する業務上の必要性を示せず

村田 新しい図書館で英語のことで業務を始めたことはありませんか。
小林 あまり知りませんが、異動の際にそれを期待して異動するので、あとは本人の努力。
村田 図書館からの要望はなかったんですね。
小林 ……
村田 具体的に英語の先生についての要望はあったのですか。
小林 ない。
村田 英語のできる先生をというのは市教委の考えた理由ですね。
小林 やはり巾広い市民サービスをするための人物をと。
村田 森村先生を配転した後から考えた理由ではないですか。
傍 (爆笑)
村田 第二四回審理では、「森村先生は英語の先生でもあり、そのあたりでの市民啓発をやってもらう」と証言されてるが、具体的にどういうことですか。

問題のない人を残し、問題のある人を配転しておられるから。
小林 今まで言っている通りです。

やみくもに強制配転先さがし

村田 麻田先生の事案について。昭和六十二年人事異動について、県教委とヒヤリングを六一年十二月と六二年二月にかけて三回ぐらいし、市教委は転出希望以外で受け入れについて考えていただきたいと申し出て、県教委も協力しようという答えだったとの主尋問の証言でしたが、受け入れとは具体的にどのようなことですか。
小林 県立高校へ引き取っていただくとか。
村田 出向とか、研修とか、派遣とか。
小林 なんらかの方法を。
村田 具体的には。
小林 一対一の交流でなく、過員として引き取っていただけたらと思っていた。
村田 芦屋市では出向という制度は。
小林 現在は、やっております。
村田 市の独自の制度は。
小林 職務命令でしてます。
村田 県へ行ってもらう場合の目的、どういう目的で行ってもらうか、最初の段階で具体的に考えていたのですか。
小林 よく覚えていない。

小林 英語の市民向けの講座をするとか、英語の講読をするとか、そういうことを計画されたらいいわけですから。やらなかったかどうかというのは本人の問題ですから。
傍 とばしといて何いうてんねん！
村田 図書館から英語の先生をという要望もなく、英語の業務もなく、配転された人が自発的にしなさいということですか。
小林 勿論、そういう可能性をもっておられる人ですから、図書館としての市民サービスができるようにやっていただいたらええわけです。どれをやれという立場にもありませんから、図書館の中で検討してすることは当り前のことですからね。
村田 発令時には森村先生に言ってたのか。
小林 言っていない。
村田 では、いつ、誰に言われたのか。
小林 ……人事担当者は私だけではないので。村田 森村先生が図書館にいった当初、館長が「一般の職員と同じ職務で」と言われているので聞いているんですよ。事務分掌表でも、そんな職に森村先生はあたってない。あなたは配転後、確認してないのですか。
小林 してない。
村田 市教委の配転理由が生かされていないようですが、これは本人の問題ということですか。
小林 図書館での役割りとかは館長の方で決

村田 どういう職場を。
小林 教委の事務局なんかを。
村田 はじめから特定の人を考えていたのか。
小林 よく覚えていないが、高校総体があって、その関係で保健体育課の方へ、その方面をいろいろ勉強してもらう。研修の意味も含めてと。
村田 主尋問では、六二年三月頃県教委から体育関係の職員を受け入れてもよいという返事があったという答えで、この段階ではどの部署に受け入れてもいいという返事があったのですか。
小林 当時、溝田教職員課長がしていたので私は知らない。
村田 報告は聞いていたでしょう。
小林 具体的には覚えていません。

配転基準に関係なく強配者を特定

村田 仮に高校の体育の教師から行ってもらう必要があったとして、麻田先生になったのはどうしてですか。
小林 条例改正で過員が生じ、いろいろ判断をして。
村田 麻田先生を選んだ理由は。
小林 経験年数とか、持ち上りとかで、最終的に校長が了解して。
村田 当時、体育の先生は五人、男性三人と

めますが、本人が提案して仕事するのを期待している。
村田 本人に指示をしたこともなくて、上司に指示もしなくて、しないのはけしからんということですか。
小林 けしからんとは言ってません。

臨職の雇用期限は決めてない

分銅 井護士（以下、分銅と略）臨時職員の中にも、地公法上というといくつかに分れているが、井本さんは臨時職員であることは間違いないでしょう。
小林 臨時という範疇に入るかどうか。
分銅 臨時職員であれば、二十二条職員でなくとも期間の定めのあるのは当然ですね。助教諭の期間はどのように定められているのか。半年でしょう。一回更新ができるという形。
小林 はい。
分銅 井本さんの雇用期間はいつ満了ですか。
小林 いつということとは決まっていない。
分銅 三月末時点では助教諭の期間は満了しますから、解雇とか言われなくても、もう一度契約をしなくてもそれでやめていただくということになるんですね。そういう身分の人ですね。英語科の森村先生を配置がえる前に、雇用の契約をしなければならぬ人達を人事異動の対象にする考えはなかったのか。

女性二人で、女性では麻田先生よりもはるかに長く勤めておられた先生がいらっしゃった。その村田先生は二四年勤続で、経験年数が重要なポイントだとおっしゃるなら、この先生を異動することは考えなかったのですか。
小林 勿論異動対象に入っておったと思います。村田 村田先生は持ち上りと、処分者側のいつていることもなかったし、そのへん検討はしなかったんですね。
小林 よく覚えてません。
村田 一〇年以上の人は異動対象ということでも、処分者側の要素に該当しますが。
小林 その他のことも考えて。
村田 その他のことというのは、これまで答えた以上のことは言えないんですね。
小林 よく覚えてません。
村田 麻田先生は当時小さい子供さんがおられて、保育所に送り迎えしておられたということは承知してましたか。前田校長は市教委に伝えてあると証言してましたが、本件人事異動に関して配慮はされなかったんですか。
小林 特に配慮していない。
村田 県へ行くことと保育所の送り迎えが出来なくなるということについて、本人から事情を聞くというようなことはなかったんですか。
小林 はい。

具体的理由もなく一年間出張命令

村田 本件人事異動について、六二年四月一日に辞令交付した時、具体的に本人にどこでどんな仕事をしてもらうか説明しましたか。

小林 溝田教職員課長が説明した。

村田 六三年高校総体の応援として県教委体育保健課へ出向してもらいますと言われた記憶はないですか。そういうことを命じて書面を本人に渡したことは認められますか。

小林 わたしました。

村田 出張命令書は記憶にありますか。

小林 ありません。

村田 あなたが作成に関与しなかったのか。

小林 よく覚えていない。

村田 甲第一九八号証(出張命令書)、目的で「六三年高校総体関係事務を中心とした県体育保健行政事務を学び、今後の本市における能率的な行政運営の参考に資するため」とあるが、学んでほしいという理由は。

小林 書いてある通りです。

村田 抽象的な表現で、特に具体的な対応を考えたものではなく、一般的な勉強をする。

小林 そういう意味ではない。

村田 ではどういうことですか。

小林 保健体育行政について学んで、それを今後の芦屋市に役立てて。

村田 具体的な必要性があるかどうかです。小林 そういう場合もあるし、ない場合も。

勤務条件変更の協議もなく一年出張命令

村田 ここには派遣と書いてあるが、特別な意味があるんですか。

小林 別にありません。

審査長 出張命令の場合、出張先と書くのが普通ですか。派遣先と書く例はないのですか。小林 あまりないと思う。

審査長 本件の場合、出張先が派遣先となっている理由はよく分からないということか。

小林 出張先という意味だろうと思います。

村田 異例だから聞いているんですが、派遣期間に一年間と書いてますが、こんな前例は。

小林 調べてみないと分かりません。

村田 調べて下さい。派遣条件については県とどういう取り決めをなさったんでしょうか。

小林 県の規定を準用。話をした結果です。

村田 例えば、労働時間は県は四四時間、市は四二時間だったんじゃないですか。

小林 そこまで覚えてません。

村田 これは労働条件の大きな問題ですが、合意もなし、本人との話もしてないんですか。

小林 私はしてない。

村田 出張命令と書いてますが、処分者側答弁書は研修を命じたとあります。研修のため

の出張という主旨ですか。

小林 はい。

村田 それを命じる市の根拠条例は。

小林 市教委の服務規則の中にあると思う。

村田 それは手続的なものだけですね。こういう場合には出張を命ぜられるという規則はないのですか。

小林 それは職務命令の範囲内だと思う。

活動日誌／抜粋／1992.11.4～93.1.27

- 11・4 第四五回市芦公平審中止。
- 7 教育井戸端会議。
- 14 兵高教本部教研、阪神地区部落解放研究集会(15)
- 16 一時金要求書提出、交渉(26)
- 21 現代史を考える会。東播支部と交流。
- 27 共同購入実施。
- 30 分会々議(一時金要結)
- 12・8 芦屋地労協総会。
- 12 麦の家事務局会議。法対学習会。
- 15 芦屋市「同和」行政糾弾・市民集会。
- 21 校長交渉(奨学金他)
- 24 第四六回市芦公平審。
- 1・8 解放同盟芦屋支部旗ひらき。
- 9 麦の家スキー。
- 12 芦屋地労協旗ひらき。
- 14 事務局会議。
- 16 現代史を考える会。

傍聴記

処分者の大罪は万死に値する

兵高教阪神支部書記長

私が、この審理廷に傍聴に来るのも、今回で二〇回を数えるようになった。

「忘れました」「覚えてません」と呪文のように唱えるほかには何もできぬ処分者側証人と、それに金魚の糞のようについて、ただ審議を引き延ばすための言いがかりをつけようとする処分者側弁護人の姿は依然として変わってはいなかった。しかし、彼らは明らかに憔悴して、元気がなくなっているように見えた。

無礼で傲慢な

思えば、市芦の教員達は市芦創立以来、困難な厳しい状況の中で学ぶ幾多の子供達のために、学力保障、権利保障の運動に、文字通り日夜宮々として取り組み、奨学金制度の拡充等、教育条件の整備のために奔走してきた。このような筋金入りの市芦の闘士達の実践を、無礼にも、傲慢にも踏みならんとする、処分者市教委の大罪は、万死に値するものである。

小林ら処分者側は、当然のことながら、市芦への処分理由を何ひとつ示すことができず、

彼らの立証はことごとく崩壊した。小林らは公平審の審理廷で、ただ時間の経つのを待っている。しかし、市芦の闘士の仲間達は、事態がどんなに困難なものになろうとも、審理を取り下げることなどあり得ないから、この審理は、彼ら処分者にとっても際限のない裁判である。

しかしながら、市芦の仲間達の、この何年間にも及ぶ物心両面にわたる量り知れぬ苦痛の日々を思うとき、私達は、如何にすれば権力側の屈服を強いることができるのか、私達には何ができるのか、時に言いようのない無念の想いに駆られることもある。

今回の森村事案、八七年強制配転処分不当性は、白日のもとに明らかにされた。配転前年にベテラン教員三名の異動と、臨職採用で、英語科は教諭三名、臨職三名という体制になっていた。八七年四月、国際高校をめざ

す「教育改革」から、英語は重要教科として充実させねばならず、実施カリキュラムでは時間数も増えた。森村氏は市芦の教育にとっては是非とも必要な人であった。しかるに、市教委による組合敵視の不当な強制配転のために、英語科は教諭わずかに二名という異常な体制となった。市芦は市民の子弟の教育に、全く責任を負えぬことになったのだ。

審理廷はなお続く

松本、小林らは、それほどまでに市芦の教育実践を憎悪していたというのだな！

麻田事案は、六三総体事務局への一年間の出張！という強配攻撃であった。実情は、総体事務局とは全くの別組織で、県の任意団体である、高体連の机で仕事をする——六三年度の高体連事務局職員給与予算はゼロであったのに——という、県では、形としては指導主事であり、市では指導員、仕事は高体連の事務(研修出張なのに、アルバイトの職員から事務引継をした)という、全く矛盾した、市芦から排除するためだけの、まさに不当労働行為の強配であったのだ。

審理廷はなお続く。私達の怒りは持続し、闘わねかなの気、鬱勃として動く。

(「阪神支部通信」No.21から転載)

第二次学教審答申批判

生徒の実態を無視した

お粗末きわまらない答申

芦屋市立芦屋高等学校教職員組合

三年半たなごらしの答申の結果

一九九二年二月一八日、芦屋市学校教育審議会（以下、学教審と略）は、「これから芦屋市立芦屋高等学校のあり方について」の答申（以下、第二次答申と略）を出した。第一次答申は、去る一九八九年四月、松本が教育長の時に同様の諮問に対する答申として、「市芦を国際高校に」との構想を出している。

しかし、その内容は、「人事の刷新」＝組合弾圧、「多様な教育課程」＝生徒指導の徹底、「適正な入試選抜」＝生徒の切り捨て、「校長中心の学校運営」＝市教委の現場への直接介入と支配という、「松本教育改革」の「追認」だけの政治的答申として、批判済みのものである。

その答申は、実に三年半にわたって「たなごらし」とされており、今回の諮問に際し、その理由を次の様に述べている。

「『国際高校としての改革』につきましては、生徒の実態を考えたとき、改革への道筋を明らかにすることが困難であり、（中略）学校のあり方について、より現実的な答申をいただきたい」として△諮問事項△を、(1)生徒の実態をふまえた教育内容について、(2)生徒減少に伴う対応策について、の二点として

つまり、第一次答申が「生徒の実態をふまえていない」「非現実的」な代物であるということを、教育委員会自身が認めているのである。

答申直後、長谷川教育長が「市芦の存亡をかけたものであるという押えをせよ」「市教委としては不転の決意をもって実施する」と、校長に説明・指導をしたという。

では、今回の答申は、そのような諮問に対して、生徒の実態に目を向けた教育的中身のある「改革への方途」を差し出しているであろうか。

わずか六回の会議で、しかも「学校長から

現状報告を受け、問題点を明らかにした上で、その対応策について答申した」という答申について問題点を明らかにしてみる。

またもや「教育改革」追認答申

答申内容は、Ⅰ市立芦屋高等学校の現状と問題点、Ⅱ生徒の実態をふまえた教育内容、Ⅲ生徒の減少傾向に伴う対応策について、以上の三点に大きくは分れている。

しかし、Ⅱは昨年四月の第一四期中央教育審議会答申「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」（以下、中教審答申と略）や、同年六月の「高等学校教育の改革の推進について」第一次報告（以下、第一次報告と略）のほんの一部分だけを恣意的に引用したものである。Ⅲにいたっては、わずか三行で片付け、「近い将来においては一学年二学級八〇名にすることが望ましい」というものでしかない。

結論的には、この数年来毎年のように、入試において定員内にもかかわらず大量に生徒を切り捨ててきたことを、「生徒減少対策」の名の下に「正当化」するための「生徒定数減」でしかないことは明白である。

そのような教育行政当局の姿勢を「追認」する答申であることは、Ⅰに明確に現れている。

「教育荒廃」の事実かくし

Ⅰでは、第一次答申後の「市芦の改善」の「成果」を羅列している。①生徒の興味・関心等に応じた選択科目を取り入れた教育課程の実施。②アメリカへの海外派遣をとおして、生徒の学習意欲が生まれてきた。③部活動の活発化、皆勤・精勤の増加・暴力行為の減少による落着き。④校長を中心とした校務運営の軌道化、環境整備の年次の推進。⑤兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱に基づく適正な入試。

まず、①の選択制に関しては、「松本教育改革」初年度の一九八七年から実施されたもので、十一人の正規教員を一挙に削減した後、時間講師の大量採用を行って、英語・数学の能力別学級編成、英会話の全員必修を目標にするともに、大学受験重視の大幅な選択制度導入が図られた。

しかし、市芦に於ける生徒の実態を無視して強引に市教委の都合だけのカリキュラムを導入したために、一年後には授業が成り立たないとして、早くも能力別学級は廃止され、英会話も二・三年生は選択となった。その後、次々と選択科目は減少せざるをえず、答申の評価は全く事実を歪めるものでしかない。

安易に選択科目を並べたとしても、生徒の

学習意欲を生み出すものではないことが証だてられているのである。ここには、生徒の学習意欲のあり様についての少しの想像力も働かされていない。

②については、冬休みに短期間訪問し、クリスマスパティーの時期であり楽しく過ごすという以上のものではなく、しかも、それすらもいきつまり、ホームステイを旅行業者に委託して派遣生徒に個人的負担を負わせる事業とあれば、友好都市間の国際理解交流もあつたものではない。いわんや、それらのことで「学習意欲が生まれる」はずもない。

③については、ことさらにとりあげることでもなく、むしろ、公式試合の選手数の確保がおぼつかないクラブもあり、上記の学校体制の中で学習意欲がそがれ、無気力化していきかない多くの生徒の実態に何ら目を向けていないといえる。

④については、教員の労働意欲をそぐだけであり、校舎の改装と併せてまったく教育的中身を欠落した話でしかない。

⑤は、この数年来の入試における定員内大量切り捨てを、「適正」とすることであり、公教育としての責務を放棄する以外の何物でもない。

以上のように、「改革の成果」はすべて事実を歪曲化したものでしかなく、生徒の実態に何ら目を向けていないものである。

だからこそ、その後段で、大量の中退者・留年生の存在、八割を切る卒業率、毎年の定員割れ等について、「この事実は市芦改革の不十分さ」という一言で片付けてしまおうのである。

学校教育審議会が問われているのは、まさにこれらの生徒の実態に触れて、その原因を具体的に調査することではないのか。

あの中教審答申ですら、「第一部改革の背景と視点」で「学歴と競争」「平等と効率」を巡って、受験競争の中にある生徒の実態に入り込まざるをえないという危機感・状況認識は持っている。

「改革」の推進については、「教職員の士気高揚」「一丸となって」などという「精神訓話」を垂れてすむことではさらさらないのである。

既成「教育改革」の焼き直し

Ⅱの「教育内容」については、中教審答申の中から「現状批判」を引き写そうとしてか、「その生徒にしかない素晴らしい取り柄がある」などと、とってつけたようなことをいうがために、実は生徒をバカにした裏返しに差別認識が明らかとなる破廉恥さが目に付く。

そして、教育課程編成について「生徒が自分の興味・関心・能力・適性・進路等に応じ、

選択できる教育課程」として、以下の△類型▽を上げている。

- ①普通類型 ②外国語類型（実用英語）
③情報処理類型 ④芸術類型

これは、中教審答申や第一次報告で提唱されている「総合的な新学科」としてあげられているものも参考にしていると思われる。しかし、Iと同じく、中教審答申の「学科再編成」理由にはまったく触れることなく、突如として4類型が登場してくる。なぜ4類型なのか、また、各類型についての中味についての考察が何もない。

もちろん、市芦の現行の教育課程の問題点などは一切指摘されないままである。「現実的答申」とは、まず、市芦の現行の教育課程から出発すべきものである。

さらに、本提案は中教審答申のいう「これらの学科再編成にあたっては教職員定数や施設設備の検討が必要」という部分の、「教職員定数検討」には一切触れていないのである。それどころか、「多様な教育内容の指導に応じるために、外部講師の導入をも積極的に図る」という提案を行い、安上がり教育をまた提案する始末である。

「教員の適正配置」と称して、正規教員の大幅削減を強行し、さらにまた「生徒定数減」の中で教員定数減を行う構えは捨てていないといえる。

以上、世間で流行する「教育改革論」をつまみ食いし、「活性化」として種々の提案を出しているつもりだが、従来の選択制度の域を出るものではなく、具体的な提案においてお粗末きわまりないといえる。

抽象的表現に終始し、形だけ取り入れるという過ちをまた繰り返すのみである。

さらなる生徒切り捨てへ

Ⅲの「生徒減少」への対策は、生徒定数を現行の一二〇名から一挙に八〇名に減員するというものである。

「学力が低い生徒は高校に来るな」として、入試で定員内にもかかわらず大量に切り捨て、そのことによって「市芦のレベルアップが図れる」とした「教育改革」は、Iの「市芦の現状」の中でも「大量の中退者・留年者の存在」を認めざるを得ない状況にある。

そのことの原因を一切さぐることなく、さらに生徒を入試で切り捨てることで「解決」を図るというのか。しかも、「定員内切り捨て」という批判をかわすために、定数を減員するだけではないのか。

この四年間で卒業生が三七四人に対し、入試で切り捨てられたり中途退学していった生徒の数は一九八人にものぼるという事実は、「教育改革」の本質を示して余りある。

一九九三年二月

地域住民無視／ますます 反動化する芦屋市「同和」 行政糾弾／市民集会

市芦分会

昨年十二月一日、反行革芦屋の会主催で集いが開催され、十団体百名が結集。解放同盟芦屋支部の闘いを支援する多くの労組、団体から激励・連帯の挨拶があり、反動化する市「同和」行政への抗議を確認しました。以下、市芦分会の挨拶と集会決議を紹介します。

△市芦分会▽

私たち市芦分会は、芦屋市ならびに芦屋市教育委員会による一連の市芦潰し、あるいは教育破壊に反対し闘ってきました。とりわけ十人の仲間である先生が強制配転を受け、以後いろいろな形で市芦の教育内容が変えられてきました。建前としては進学校を目指すとか、市のほうではデマをとばしていったんですが、当然の結果として市芦の教育の力は年々低下しています。それは私たち学校に残っている組合員の反省しなければならぬ点でもあります。学校が教育の力を失っていったら、たちどころにその被害は生徒たちに重くのしかかってきています。ここ数年、大量の生徒

集会決議

「行政改革に反対する芦屋の会」（略称・反行革芦屋の会、九団体で構成）の加盟団体である部落解放同盟芦屋支部は、地区住民の総意に基づき今年九月十七日、芦屋市当局に対し「五項目の要求」①市規則で毎月支給が定められているのに不当に停止されている同和修学奨励金を即時支給すること。②「芦

生徒を市芦の門前で追い払い、教室から追い出し、生徒の学習意欲が次々とそがれていき、本来学校生活の中で集団で創造する喜びを享受する学校行事・学年行事は活気を失いつつある。

その根本には、生徒の自主活動・自治活動などが衰弱させられていることがあり、生徒の間のつながりや温もり、誇りが奪い取られているのである。

この結果、「教育改革」が目玉とした「大学進学率を上げる」という点に関しても、むしろ改革以前の約一〇分の一にまで激減している。そして、高額の入学金を支払って専修学校に行き中途退学していく生徒や、進路未定のまま卒業していく生徒が増加している。

これらの出来事は、すべてこの数年間の「教育改革」のなかでの出来事である。そして、「市芦はよくなった」という「市教委の声」があるが、切り捨てられた多くの生徒たちを、闇から闇へと葬り去って「市芦はよくなった」という主張に与するわけには行かない。

現在の教育体制の中で、構造的に生み出されている矛盾の深さに目をつむって、その矛盾の中で身もだえする子と親を切り捨てることで、あたかも問題解決をしたかのごとくとりつくり「諮問と答申」を許すことはできない。

屋市同和对策審議会答申」実現への約束を具体化する各部交渉を即時再開すること。③差別事件協議への市長・助役・教育長の出席の約束を即時履行すること。④就労対策としてある「労働事業振興会」の労働条件を一方的に変更しているが、当事者である「会員」との話し合いに助役が応じること。⑤地区改良事業や改良住宅入居について、地区住民に何ら説明をしない態度を改め、住民説明会を開催すること。⑥を提出し、以来三カ月にわたってその実施を求め続けている。これら五項目の要求は「制度」に基づいた当り前の要求であり、北村市長の話し合いの姿勢と誠意さえあれば全て解決できる内容のものである。

一例をあげれば「同和修学奨励金」対象者の子供たちに九カ月にわたって支給が停止されている事態は異常という他ない。加えて「差別の実態は無くなった」と公言する北村市長は、「答申」にも明らかにされた生活実態の格差や、今も続く差別落書き、就職・結婚差別等々の実態を無視している。これは、人権の尊重・人間の尊厳に対する挑戦である。私たち「反行革芦屋の会」に結集する全ての団体は、このような「北村市政」の反動化を本集会の名のもとに糾弾するとともに、五項目の要求の早期実現をめざし、連帯して闘うものである。以上決議する。

一九九二年十二月一日

第6期

自1992年1月1日
至1992年12月31日

第7期予算(案)

自1993年1月1日
至1993年12月31日

〔歳入〕

科 目	決 算 額	予 算 額	備 考
会 費 収 入	1, 497, 881	1, 500, 000	
カンパ収入	1, 045, 000	1, 000, 000	
雑 収 入	18, 189	20, 000	利息、「ニュース」売上
前期繰越	2, 612, 351	3, 185, 338	
合 計	5, 173, 421	5, 705, 338	

〔歳出〕

科 目	決 算 額	予 算 額	備 考
法 対 費	854, 478	1, 000, 000	顧問料、資料コピー代、食料費
通 信 費	241, 150	500, 000	通信発送費、封筒、ラベル、振替料
印 刷 費	664, 674	1, 000, 000	通信製版代、紙代、印刷機器および諸材料、フィルム
会 議 費	27, 440	80, 000	弁護士会議、法対会議、集会部屋代
旅費交通費	80, 065	200, 000	旅費、ガソリン代、駐車料
事務局費	100, 356	150, 000	書籍、事務品、録音テープ、電池他
諸負担費	15, 920	20, 000	他団体会費、参加費
雑 費	4, 000	5, 000	
次期繰越	3, 185, 338	2, 750, 338	
合 計	5, 173, 421	5, 705, 338	

1993年2月15日

上記の通り相違ありません。

会 計

小川文夫

上記は正確適正であると認めます。

監査委員

前川耕造 ㊤
三村直人 ㊤

お礼とお願い

市芦救援会事務局

会員の皆様方を初めとして、ご支援、ご協力いただいている皆様に、日頃のご支援を感謝致します。

市芦救援会通信六〇号巻頭言でもお知らせしておりますように、今年は結審に向けての正念場になる年と予想されます。もちろん、甘い見とうしはしておりません。それだけに最後まで私たちの力を結集して頑張りたいと思っております。

上記に市芦救援会の第6期の決算報告並びに第7期の予算案をお知らせします。

会費、カンパとも前期にひきつづき皆様方のご協力をいただき、一定の額を維持することができました。改めて皆様のご支援に感謝すると共になおいっそうのご協力、ご支援をお願い申し上げます。

また、冬季カンパ、会費納入について再度ご協力をお願い申し上げます。

編集後記

文部省が「総合学科」新設提言をした。芦屋市学級審もそれを「参考」にした答申を出している。市立高校として市内全生徒の教育権保障をめざすどころか、さらなる生徒の切り捨て方針はかわってない。